

# 教育DXオンライン出願システム 一式

仕 様 書

令和3年8月

国立大学法人 奈良先端科学技術大学院大学

## 目次

I 仕様書概要説明 .....	3
1. 調達背景及び目的 .....	3
2. 調達件名 .....	3
3. 技術的要件の概要 .....	3
4. その他 .....	3
II 調達物品に備えるべき技術的要件 .....	5
(性能・機能に関する要件) .....	5
1. 基本要件 .....	5
2. 出願者用機能 .....	6
3. 管理者用機能 .....	8
(性能・機能以外の要件) .....	11
4. 納入条件等 .....	11
5. 保守体制 .....	11
6. セキュリティ体制 .....	12
7. 教育支援体制 .....	13
8. その他 .....	13

## I 仕様書概要説明

### 1. 調達背景及び目的

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学(以下「本学」という。)へ入試を出願し検定料を支払う際の出願者の利便性の向上を図ること、また、本学に対する出願予定者からの学生募集要項請求の省略や、本学職員による出願書類記載不備対応の大幅な軽減等により、入試手続に係る業務の省力化による人的コストの削減及びペーパーレス化による管理コストの削減を図ることを目的とし、2023年度入学者選抜(令和4年度実施・2022年度秋入学者選抜試験を含む。)から本業務を導入することとした。

### 2. 調達件名

教育DXオンライン出願システム 一式

### 3. 技術的要件の概要

3.1 本調達に係る性能、機能及び技術等(以下「性能等」という。)の要求要件(以下「技術的要件」という。)は「II 調達物品に備えるべき技術的要件」に示すとおりである。

3.2 技術的要件は、すべて必須の要求要件である。

3.3 必須の要求要件は本学が必要とする最低限の要求要件を示しており、入札システムの性能等がこれらを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。

3.4 入札システムの性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、本学技術審査職員において、入札システムに係る技術仕様書および入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

### 4. その他

#### 4.1 技術仕様等に関する留意事項

4.1.1 入札システムは、原則として入札時点で商品化されているクラウドサービスであること。

4.1.2 性能・機能に関する要件の各要件を実現できる機能を複数のクラウドサービスで実現できる場合、その内訳を本学に提案し、協議の上で本仕様書の記載と異なる構成で実現してもよい。

4.1.3 本システムを利用するユーザ数の増加やデータ処理量の増加に対して、柔軟に対応できるシステム構成であること。

#### 4.2 提案に関する留意事項

4.2.1 提案に際しては、提案システムが本仕様書の要求要件をどのように満たすのか、あるいはどのように実現するかを要求要件の各項目に対応させ、具体的かつ分かりやすく記載した対照表を添付すること。従って、本仕様書の技術的要件に対して、単に「はい、で

きます。」、「はい、有します。」といった回答の提案書であるため、評価が困難であると本学教育DXオンライン出願システム技術審査委員が判断した場合は、技術的要件を満たしていない資料とみなし不合格とするので十分に留意して作成すること。

4.2.2 本システムが、本仕様書の技術的要件を満たしていることを提出資料のどの部分で証明できるか、参照すべき箇所を対照表に明示すること。参照すべき箇所が、カタログ・性能仕様書・説明書等である場合、アンダーラインを付したり、色付けしたりするなどして該当部分を明示すること。本学が評価を下すことが困難であると判断した場合は、技術的要件を満たしていない資料とみなして不合格とするので十分留意して作成すること。

4.2.3 提出資料等に関する照会先を明記すること。(住所、電話番号、E-mail)

4.2.4 提出された内容等について、問い合わせ、ヒアリング及びデモンストレーションの依頼等を行う場合があるので誠実に対応すること。

4.2.5 提出資料は日本語で作成し、以下の項目を明確に記載すること。なお、提案物品が、本仕様書の技術的要求要件をどのように実現しているかを明確に示すこと。

- ・保守・その他の説明については、サービス内容や体制等、業務機密や情報漏洩対策の説明

4.2.6 提出された資料については返却しない。ただし、提出資料については本入札の参考資料としてのみ使用することとし、学内関係者以外の使用及び閲覧はしない。

4.2.7 本契約後、法令等の変更により仕様書に記載する事項に変更が生じたときの取り扱いは、本学と落札者が協議して定める。

#### 4.3 導入に関する留意事項

4.3.1 本システムの納入期限は令和4年3月25日とし、システムの運用期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日とする。

4.3.2 導入スケジュール等については、本学担当者と協議し、その指示に従うこと。

4.3.3 本調達に際し、知り得た業務上の秘密は、厳に第三者に漏らしてはならない。なお、本事項は調達終了後も有効とする。

4.3.4 本調達の履行に当たり、落札者は、その計画・進捗状況・内容につき、本学担当者と密接に連絡・協議するとともに、本仕様書に基づいて行う本学担当者の指示・監督に従うこと。

## Ⅱ 調達物品に備えるべき技術的要件 (性能・機能に関する要件)

### 1. 基本要件

#### 1.1 システム全体の要件

1.1.1 本システムは、SaaS(Software as a Service)として既に商品化及び提供されているクラウドサービスであり、メンテナンス期間及び受注者の責めに帰さない事由によるシステム停止を除き 24 時間 365 日利用可能であること。

1.1.2 本システムは、本学職員のうち管理編集権限を有するアカウント(以下「管理者」)10 名以上、出願者 100 名以上の同時利用に対応したシステムであること。

1.1.3 本システムは、WEB インタフェースによる操作に対応した以下の機能で構成されること。

- ① 出願者用機能
- ② 管理者用機能

1.1.4 本システムのシステム構成等については情報セキュリティに十分に配慮すること。具体的には、「1.2 セキュリティ要件」に示すような対策がなされていること。

1.1.5 本システムの WEB インタフェースは、PC 又はスマートフォンで動作する以下の WEB ブラウザ上で稼働すること。

- ・Microsoft Edge 91 以降
- ・Apple Safari 9 以降
- ・Google Chrome 91 以降
- ・Mozilla Firefox 78.11 以降

1.1.6 本システムの WEB インタフェースは、スマートフォン、タブレットのモバイル機器に対応したレスポンシブウェブデザインで構築されていること。

1.1.7 本システムの速度性能は、日常業務運用において管理者 10 名が同時作業する場合においてサービスに支障のない状態を確保すること。

1.1.8 納入時に本学担当者が出力可能なデータ項目の詳細資料を本学に提供すること。

1.1.9 CSV ファイル形式で出力する際の文字コードは、UTF-8 とすること。

1.1.10 出願者のアカウント情報を 1 年に 1 回削除すること。なお、削除する時期については、本学と協議のうえ決定すること。

#### 1.2 セキュリティ要件

1.2.1 出願者及び管理者と本システム間で利用する WEB ベースの HTTP プロトコルは、TLS 1.2 以上によるセキュリティ通信で実現すること。

1.2.2 管理者は、操作ログを参照できる機能を有すること。

1.2.3 管理者及び出願者が認証情報として利用するパスワードは以下の要件を全て満たすこと。

- ・パスワードの文字数が 8 文字以上から設定可能とする機能を有すること。

・パスワードには半角英数字及び記号を用いた設定とする機能を有すること。

1.2.4 ログインセッションの有効期限を設定する機能を有すること。

## 2. 出願者用機能

2.1 本システムは以下の入試区分及び課程区分を対象とする。

- ・入学者選抜試験(博士前期・博士後期)
- ・留学生特別推薦選抜試験(博士前期・博士後期)
- ・高等専門学校推薦選抜試験
- ・高等専門学校推薦選抜試験(適性審査)
- ・出願資格審査(博士前期・博士後期)

2.2 出願者が、本学のホームページ画面からオンライン出願画面へアクセスする機能を有すること。

2.3 トップページに出願から受験票発行までのフローを、日本語及び英語併記で掲載すること。なお、英語訳については、本学より提供する。

2.4 操作マニュアル、各入力項目の説明、FAQ により、オンライン出願の入力方法について、説明機能を有すること。

2.5 出願者が入力する画面において、日本語表示もしくは英語表示を選択する機能を有すること。

2.6 出願者がアカウント登録する際に、マイページを作成する機能を有すること。また、出願者が、マイページの登録内容を確認することができる機能を有すること。なお、マイページでの機能は、「2.出願者用機能」のうち 2.5 及び 2.7 から 2.27 を指す。

2.7 出願者が、入力したデータを随時確認することができ、出願登録完了前であれば入力内容の修正、及び途中保存をすることができる機能を有すること。

2.8 出願者が、必須項目のデータ入力をせずに申請をした場合、若しくは、データを追加・削除・変更して申請した場合は、入力データをチェックしエラーメッセージが表示されるとともに、エラーが解消されるまで申請を受け付けない機能を有すること。

2.9 出願者が、出願者の証明写真をシステム内にアップロードする機能を有すること。また、写真アップロード機能を以下のとおり有すること。

- ・アップロードされた写真を出願者が拡大・縮小などのトリミングする機能
- ・トリミングされた写真を、登録前に出願者が登録確認画面で確認する機能
- ・アップロードされた写真は、出願完了後変更できないこと
- ・アップロードする際の写真形式は、JPG、PNG、BMP 形式のいずれかであること
- ・アップロードされた写真を、出願書類の所定の位置に表示されるよう出願者が調整する機能

2.10 出願者ごとに、本システム上の固有番号を自動付番し、出願者が印刷した出願書類には当該固有番号が印字される機能を有すること。

2.11 出願手続の入力項目は以下のとおりとし、課程区分、試験区分、及び入試区分ごとの個別設定に対応すること。また、これらの入力項目の設定及び入力項目の変更ができるよう、カスタマイズに対応した機能を有すること。

- ・固有番号(システム自動付番)
- ・課程区分
- ・入試区分
- ・試験区分
- ・入学時期
- ・受験言語
- ・氏名(姓・名を別にする)
- ・ふりがな(姓・名を別にする)
- ・性別
- ・生年月日
- ・出願資格
- ・現住所
- ・電話番号(自宅・携帯)
- ・メールアドレス
- ・緊急連絡先
- ・学歴
- ・職歴
- ・賞罰
- ・退職の可否(有職者のみ)
- ・国籍(外国人留学生のみ)
- ・留学生区分(外国人留学生のみ)
- ・その他本学が指示する項目

2.12 入力項目中、選択部分はチェックボックスやプルダウン機能を有すること(各課程区分、入試区分、及び試験区分で独自の入力事項がある場合には対応すること。)

2.13 博士前期課程においては別紙1に定める出願資格9または10で出願する場合、博士後期課程においては別紙2に定める出願資格13または14で出願する場合、出願資格審査結果通知時に付与されたパスワードを入力しなければ、出願することができない機能を有すること。

2.14 高等専門学校推薦選抜試験を受験する場合は、出願時に高等専門学校推薦選抜試験適性審査結果通知時に付与されたパスワードを入力しなければ、出願することができない機能を有すること。

2.15 出願者が、マイページ画面から出願書類を印刷する機能及び PDF ファイルでダウンロードする機能を有すること。

- 2.16 出願書類の所定の位置に固有番号のバーコードを表示する機能を有すること。
- 2.17 出願者が、出願手続き完了後の任意のタイミングで、以下の出願書類を出力することができる機能を有すること。
- 出願(申請)内容確認票
  - 送付用宛名(本学の住所、出願者氏名及び固有番号が付与されているもの)
  - チェックリスト
- 2.18 出願者が、出願手続き完了後に、入力内容を確認することができる機能を有すること。
- 2.19 出願者が、学生募集要項で本システムへのアップロードにより提出することとしている出願書類、及びその他提出を求められた資料をシステム上にアップロードする機能を有すること。なお、アップロードされたデータのファイル名はシステム上で出願者それぞれに付番された固有番号とし、ファイル形式は少なくとも word、pdf 及び jpg を備えること。
- 2.20 出願者が、検定料を支払う際の納付方法は以下のとおりとすること。
- クレジットカード決済  
利用可能なクレジットカードは以下のとおり  
VISA、MasterCard、JCB、AMERICAN EXPRESS、UnionPay
  - ネットバンキング決済
  - コンビニエンスストア決済  
利用可能なコンビニエンスストアは以下のとおり  
セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、セイコーマート、デイリーヤマザキ
  - ATM 決済(Pay-easy)
- 2.21 出願者が、検定料の納付方法をコンビニエンスストアまたは ATM のいずれかを選択した場合、検定料の納付方法を画面上に表示する機能を有すること。
- 2.22 出願者が検定料を、クレジットカード決済またはネットバンキングで支払った場合、支払いの証明が出願内容確認票に印字される機能を有すること。
- 2.23 データ入力した出願者本人と、本人以外の者(家族、友人等)が検定料を納付した場合、固有番号により入金情報と出願者を照合できる機能を有すること。
- 2.24 検定料の支払い完了後、登録したメールアドレスまたはマイページに支払い完了の通知が自動送信される機能を有すること。
- 2.25 特定の出願者に対して検定料を無料とする取り扱いに対応した機能を有すること。
- 2.26 マイページ画面より、発行された受験票をダウンロードし印刷する機能を有すること。
- 2.27 マイページ画面の所定画面より、受験票を随時確認する機能を有すること。

### 3. 管理者用機能

- 3.1 管理者が、本システムの管理画面にログインする際に、管理者ごとに異なる ID とパスワードで認証する機能と、グローバル IP アドレスによるアクセス制限機能を有すること。



- 3.2 管理画面操作マニュアルを提供すること。マニュアルは、日本語かつ電子媒体で提供すること。電子媒体のファイル形式は、Windows 版 Microsoft Word 2019 で正常に閲覧及び書き込みする機能を有すること。
- 3.3 管理者は、以下の機能が利用できること。
  - ・全入試に対する出願者の情報一覧表示(出願・決済情報の全件)
  - ・全入試に対する出願者の検索機能
  - ・全入試に対する出願者情報を本学が指定する CSV ファイル形式でダウンロードする機能(出願・決済情報の全件)
- 3.4 申請内容確認票及び出願内容確認票の様式は本学より提供するが、課程区分及び入試区分ごとに異なる様式に対応すること。
- 3.5 出願期間外は申請を受け付けない機能を有すること。
- 3.6 固有番号により出願者ごとの出願・決済を管理し、入力データと郵送された出願書類を照合できる機能を有すること。
- 3.7 出願資格審査申請者及び高等専門学校推薦選抜試験適性審査申請者に対して、出願許可の有無をメールまたはマイページで、管理者が任意のタイミングで通知する機能を有すること。
- 3.8 出願資格審査結果通知時に、出願資格審査「有」と判定されたもの、及び高等専門学校推薦選抜試験適性審査結果通知時に、「合格」と判定されたものに対して、出願時に必要となるパスワードを通知することができる機能を有すること。
- 3.9 出願者の入力項目の追加・削除・変更及び出願書類の追加・削除と様式変更に対応すること。
- 3.10 出願者が出願登録完了後、即時に出願者が入力した情報を確認することができる機能を有すること。
- 3.11 出願者が出願登録した内容を、本学が指定する CSV ファイル形式で随時ダウンロードする機能を有すること。
- 3.12 出願書類(申請内容確認票、出願内容確認票及び出願者がアップロードした出願書類を含む)や出願者がアップロードした資料を印刷する機能及び PDF ファイルでダウンロードする機能を有すること。
- 3.13 出願情報を登録完了した出願者に対して、登録済みのメールアドレスまたはマイページにメールや通知を送信する機能を有すること。なお、送信対象については、一括送信、個別送信、抽出した対象者のみに送信の3パターンから任意に設定する機能を有すること。
- 3.14 出願ステータス変更機能を有すること。
  - ・固有番号を個別に読み取ることで管理者が任意に出願ステータスを変更する機能を有すること。
  - ・管理画面から Excel ファイルまたは CSV ファイルをアップロードすることで一括で変更する機能を有すること。
- 3.15 管理者は、検定料の支払いに関して、以下の機能を有すること。

- ・出願者の支払手続後、即時に決済情報の内容を随時確認する機能
  - ・決済情報を本学が指定する CSV ファイル形式にてダウンロードする機能
  - ・出願者がダウンロードする書類と同じものをダウンロードする機能
- 3.16 検定料の収納代行業務については、以下のとおりとする。
- ・落札者は、本学に代わり、2.20 に記載している各決済会社等との取引を含む収納業務のすべてを代行すること。
  - ・検定料の納付は、全て「一括払い」とすること。
  - ・2.20 に記載しているクレジットカード決済、ネットバンキング決済、コンビニエンスストア決済及び ATM 決済(Pay-easy)で発生する決済代行手数料は、出願者が負担するものとする。また、そのことを出願者が理解できるように注意書きが表示される機能を有すること。
  - ・各決済会社の決済代行手数料は、応札書類に記載すること。
  - ・経済情勢の変動により各決済会社の手数料が変更される場合は、事前に大学に通知すること。
  - ・落札者は、検定料の収納代金を、毎月末日締めで翌月末までに支払うものとする。ただし、クレジットカード決済を利用した場合は、毎月末日締めで翌々月末までに支払うものとする。なお、収納代金の支払情報については、本学の財務会計システムと連携するために、本学が指定する CSV ファイル形式にて提供すること。
- 3.17 検定料の支払い方法にかかわらず、支払いが完了しなければ、出願することができない仕様とすること。
- 3.18 受験票及びその他資料を出願者のマイページにアップロードする機能を有すること。  
(受験票は PDF 形式であり、事前に出力項目等のレイアウトを調整する。)
- 3.19 受験票への記載事項は以下のとおりとする。
- ・受験番号
  - ・氏名
  - ・課程区分
  - ・試験区分
  - ・試験日時
  - ・入学希望時期

## (性能・機能以外の要件)

### 4. 納入条件等

#### 4.1 納入期限

納入期限は、令和4年3月25日とする。また、システムの運用期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日とする。なお、導入に関する詳しいスケジュールは落札後、本学担当者と協議すること。導入にあたっては、本導入期間内に本学の要求に応じて導入検討会議及び後述の操作説明を実施すること。

#### 4.2 納入場所

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学企画・教育部教育支援課

#### 4.3 納入

- ・導入の作業日程と体制を提示すること。また、落札者と本学側の作業を明確に示すこと。
- ・導入については、業務に支障のないよう配慮し、本学担当者と協議の上計画的に行うこと。
- ・納入前に動作検証を実施すること。

#### 4.4 成果物

教育DXオンライン出願システム導入に関する資料一式(1部)

以下の資料をそれぞれ電子媒体に収めて提出すること。ただし、全て日本語とする。

- ・初期設定時情報の一覧
- ・運用・操作マニュアル。なお、運用・操作マニュアルはWEBサイト上での提供でも可とする。

### 5. 保守体制

- 5.1 本契約には、本システム運用期間中について「5.保守体制」に記載した保守を含むものとする。
- 5.2 本システムの情報セキュリティ管理体制を明確にするため、保守体制図及び保守の実施内容を記載した書類を本学担当者に提出すること。
- 5.3 平日(国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、10月1日の創立記念日、夏季一斉休業日(本学担当者から指定する)及び12月29日から1月3日までの年末年始を除く月曜日から金曜日)において、本学から本システムの障害発生の連絡を受けたときは、理由の如何を問わず速やかに復旧する体制を有すること。さらに、本学からの電話、電子メールによる運用、保守に関する技術的な問い合わせに対し、営業日内で3日以内に回答する体制を有すること。
- 5.4 本システムについては、障害発生から復旧までの標準的な時間を営業日内で24時間とする。このために、十分な保守体制を提供すること。ただし、より精密な原因解析が必要な障害については、相互に協議しながら解決に努めること。また、障害復旧後速やかに作業報告書を提出すること。
- 5.5 落札者は、本システムの検収後1年間については、システムの不具合が発生した場合の

原因調査・修正を無償で行うこと。

- 5.6 本システムで発生した障害について、本システム内や落札者の WEB サイト・SNS(Social Networking Service)等の本学担当者が常時アクセス可能なオンラインツール又は電子メールを通じて速やかに対応状況等に関する情報を提供すること。
- 5.7 本システムのバージョンアップ等のサービス内容変更又はメンテナンス実施について、本システム内や落札者の WEB サイト・SNS(Social Networking Service)等の本学担当者が常時アクセス可能なオンラインツール又は電子メールを通じて事前に当該内容に関する情報を提供すること。
- 5.8 本システムを利用する出願者に対して、電話ならびに電子メールによって、操作方法や支払い方法等についてのユーザーサポートを提供すること。
- 5.9 ユーザーサポートとして、出願者からの問い合わせに対しては 24 時間対応可能なコールセンターサポートを実施すること。また、管理者からの問い合わせに対しては、営業日内 9 時から 17 時の間サポートする体制を整えること。ただし、事前に本学の承諾があれば、ユーザーサポートを一時停止することができるものとする。
- 5.10 電話によるユーザーサポートの対応言語は日本語とする。
- 5.11 電子メールによる出願者に対するサポートの対応言語は英語及び日本語とする。問い合わせメールに対する初動メールの平均応答時間は 10 時間以内とする。ただし、自動返信メールは初動メールとはみなさない。
- 5.12 本学パブリッククラウドサービス利用ガイドライン  
<https://www.naist.jp/files/cloudguideline.pdf> に基づき、チェックリストをサービスの提供開始前に本学担当者に提出すること。なお、提出方法については、別途本学担当者より指示する。
- 5.13 本システムで情報セキュリティインシデントが発生した場合に迅速な対応が行えるよう、本学担当者又は本学サイバーセキュリティインシデント担当チーム(NAIST CSIRT)からの問い合わせに対し速やかに応答する緊急連絡窓口を事前に 5.2 で提出を求める書類で明示すること。また、NAIST CSIRTに対するインシデント追跡調査に協力すること。
- 5.14 本システムの運用について、本学の要求に応じて必要な情報を本学が指定する媒体で提供すること。
- 5.15 本システムが提供されているクラウドサービスが終了する際は、当該サービスが終了する6 か月前までに本学担当者にその旨を連絡すること。また、当該サービス終了後、本システムに登録された全てのデータを確実に削除するとともに、データの再利用は行わないこと。
- 5.16 入試形態の変更等による改修が必要になった場合には、改修を前提とした協議に応じること。

## 6. セキュリティ体制

- 6.1 本システム内で本学が利用するデータの保存場所は、クラウドサービスの利用者間で物

理的又は論理的に分離されていること。

- 6.2 本システム内で本学が利用するデータは、日本国内に設置された物理的及び人的セキュリティが確保された環境下において稼働するハードウェア内に保存すること。また、定期的にバックアップデータを取得し、暗号化等のセキュリティ対策を施したうえで当該データを冗長化された環境で安全に保管すること。
- 6.3 本システム内で本学が利用するデータの保存場所へのアクセスに対し、ファイアウォール、侵入検知システム等のセキュリティ装置を利用したアクセス制御がなされていること。
- 6.4 クラウドサービス内の死活監視、エラー監視及びパフォーマンス監視を常時行っていること。
- 6.5 24時間365日の監視体制で本システムを運用すること。
- 6.6 第三者機関から情報セキュリティに係る認証を取得及び保持していること。具体的には、落札者(業務遂行に必要な全ての関連事業者を含む。)において、以下の認証のいずれかを取得していること。
  - ①ISMS 適合性評価制度による認証。
  - ②一般財団法人日本情報経済社会推進協会におけるプライバシーマーク、又は個人情報保護に関する同等以上の第三者認証。本システムに関する業務を第三者に委託する場合においては、当該者についても前述の認証を取得及び保持していることを求めるものとする。
- 6.7 落札者において、過去5年以内に情報漏洩等の事故が発生していないこと。
- 6.8 落札者において、入金データの保全がされていること。

## 7. 教育支援体制

- 7.1 本システムの円滑な運用を図るため、本学担当者に対する操作説明を行うこと。日程については、別途本学担当者と協議するものとし、操作説明に必要な場所は本学が準備する。
- 7.2 本学の要求に応じ、導入支援及び技術支援を行うこと。日程については、別途協議するものとする。

## 8. その他

- 8.1 落札者は、本契約の実施中に知り得た発注者及び発注者の業務に係る情報及び全ての個人情報について、入札説明書 別紙1 契約書(案)第11条に基づき取扱うものとする。
- 8.2 その他の詳細は、本学担当者の指示によるものとする。

(別紙 1) 博士前期課程 出願資格一覧<2022 年春入学向け学生募集要項より抜粋>

- (1) 学校教育法第 83 条第 1 項に定める大学を卒業した者及び 2022 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により、大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び 2022 年 3 月 31 日までに授与される見込みの者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者及び 2022 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び 2022 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び 2022 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を 2022 年 3 月 31 日までに授与された者及び授与される見込みの者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び 2022 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号)及び 2022 年 3 月 31 日までに指定した者に該当する見込みの者〔旧大学令による大学、各省庁組織令・設置法による大学校を卒業した者等〕
- (9) 2022 年 3 月 31 日で大学に 3 年以上在学する者((1)の該当者を除く。)、又は上記(3)、(4)及び(5)において 15 年の課程を修了する者で、所定の単位を優れた成績で修得する見込みの者
- (10) 本学において、個別の資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、2022 年 3 月 31 日までに 22 歳に達する者

**※2023 年度向け出願資格一覧については、決定次第本学より通知する。**

(別紙2) 博士後期課程 出願資格一覧<2022年春入学者向け学生募集要項より抜粋>

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 修士の学位又は専門職学位を2022年3月31日までに授与される見込みの者
- (3) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を2022年3月31日までに授与される見込みの者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を2022年3月31日までに授与される見込みの者
- (7) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (8) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を2022年3月31日までに授与される見込みの者
- (9) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (10) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を2022年3月31日までに授与される見込みの者
- (11) 外国の学校、(7)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (12) 外国の学校、(7)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると2022年3月31日までに認められる見込みの者
- (13) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
  - ① 大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本学において、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
  - ② 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教

育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本学において、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

- (14) 本学において、個別の資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、2022年3月31日までに24歳に達する者

**※2023年度向け出願資格一覧については、決定次第本学より通知する。**